

三次市告示第72号

書類の送付について、居所不明であり送達することができないので地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び三次市税条例(平成16年三次市条例第78号)第18条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月14日

三次市長 福岡 誠 志



1 書類の要旨

No.	通知書番号	名前
1	14702	渡邊 真二
2	680	WANG RUMEI 王 茹妹

2 書類の保管

この書類は、三次市市民部課税課に保管し、いつでも送達を受ける者に交付する。